

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月10日

【事業年度】 第38期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 シライ電子工業株式会社

【英訳名】 Shirai Electronics Industrial Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白 井 総

【本店の所在の場所】 京都市右京区西京極北大入町67番地

【電話番号】 075-312-4411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役人事・総務担当兼人事部長 山 中 尊 夫

【最寄りの連絡場所】 京都市右京区西京極北大入町67番地

【電話番号】 075-312-4411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役人事・総務担当兼人事部長 山 中 尊 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第38期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (7) <省略>

（訂正後）

(1) ～ (7) <省略>

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。